

鳥取県告示第247号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成21年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	失効年月日
鳥取県 第503号	乾燥菌体肥料	水産乾燥菌体ペレット	窒素全量 7.0 りん酸全量 5.0	公定規格のとおりに	社団法人境港水産加工汚水処理公社 境港市昭和町12-19	平成20年4月22日
鳥取県 第505号	甲殻類質肥料粉末	カニ殻粉末	窒素全量 4.0 りん酸全量 4.0		日本カンケル有限公司 境港市昭和町2-14	平成20年11月15日
鳥取県 第536号	混合有機質肥料	有喜大山	窒素全量 3.6 りん酸全量 2.2 加里全量 1.9	公定規格のとおりに	渡邊泰弘 米子市吉岡99-2	平成20年6月11日
鳥取県 第537号	甲殻類質肥料粉末	カニガラ肥料	窒素全量 5.0 りん酸全量 5.0		有限会社錦海化成 境港市昭和町7-3	平成21年1月22日